

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名（地区内集落名）	作成年月日	直近の更新年月日
矢板市	木幡	令和3年2月1日	令和4年2月1日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	126.9ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	78.3ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	17.2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	9.6ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	35.8ha

2 対象地区の課題

地区内の耕地面積126.9haの大半を中心経営体等による作付けでカバーできる見通しであるが、将来を見据えて中心経営体への更なる農地集積・集約化を進める必要がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

地区内の中心経営体を軸に更なる農地の集積・集約化を進めるとともに、新規就農者や後継者を将来の中心経営体として育成する。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

<農地中間管理機構の活用>

後継者がいない等の理由により農地に関する相談があった際は、中間管理機構の活用を促進し、中心経営体への貸付けを進めていく。

<環境整備等への取組>

地区内それぞれの実情により必要に応じて関連事業・制度等の活用を検討し、中心経営体等が耕作しやすい環境づくりを進める。